

グローバル知財紛争解決の新地平：東京地方裁判所によるSEP専門調停制度の創設と「国際知財ハブ」構想に関する包括的戦略分析報告書

Gemini 3 pro

1. 序論：2026年、日本の知財司法が迎えた転換点

2026年1月31日、日本経済新聞をはじめとする主要メディアは、東京地方裁判所が標準必須特許(Standard Essential Patent、以下「SEP」)に関する紛争解決を目的とした新たな専門調停制度を同年2月1日より運用開始すると報じた¹。このニュースは、一見すると司法制度の技術的なマイナーチェンジに過ぎないように映るかもしれない。しかし、その深層には、第4次産業革命の中核をなすIoT(モノのインターネット)や5G/6G通信技術を巡る世界的な覇権争いにおいて、日本が「紛争解決の場(Forum)」としての地位を確立しようとする、極めて戦略的かつ野心的な意図が内包されている。

本報告書は、東京地裁による新制度の構造的特質、その導入に至る歴史的・法的文脈、そして競合する主要国(米国、英国、ドイツ、中国)の動向との比較を通じて、この「東京モデル」がグローバル企業および日本企業の知財戦略に与えるインパクトを、約15,000語にわたり多角的かつ深層的に分析するものである。特に、2025年に下された画期的な判決であるPantech対Google事件がもたらしたパラダイムシフトを中核に据え、なぜ今、東京が「和解のハブ」となり得るのか、その蓋然性と課題を詳らかにする。

1.1 グローバルSEP紛争の激化と「管轄権」の奪い合い

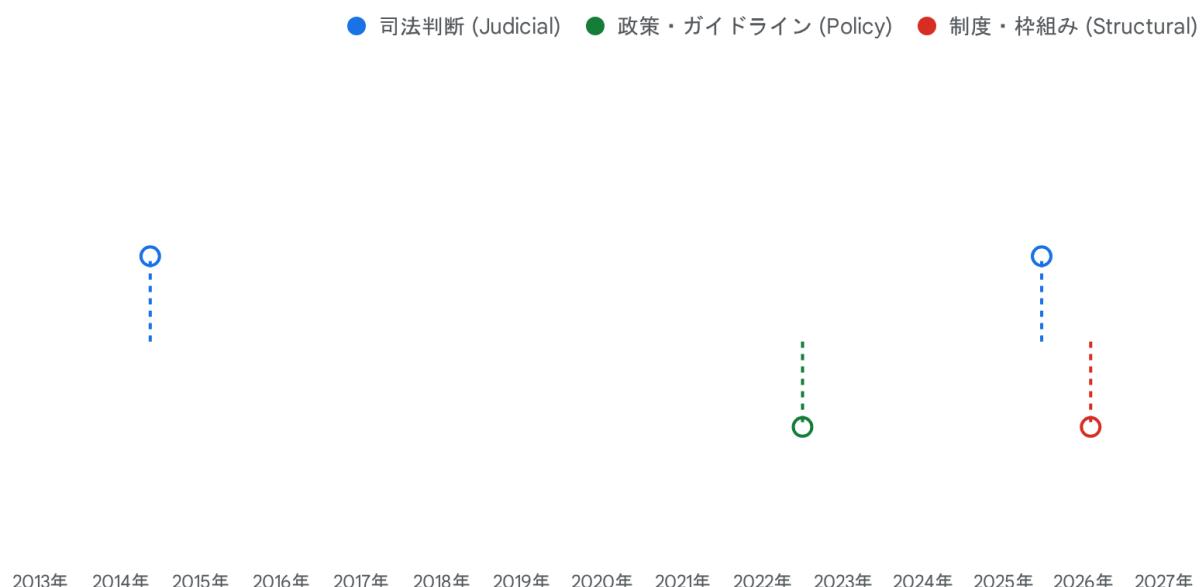
21世紀の産業構造において、通信規格(標準)は「インフラ」そのものである。スマートフォンにとどまらず、自動車、家電、工場設備、医療機器に至るまで、あらゆる製品がネットワークに接続される今日、標準規格に準拠するために使用が避けられない特許(SEP)のライセンス料を巡る紛争は、もはや個別企業の利益を超えた産業競争力の問題となっている。

SEP保有者(ライセンサー)は、巨額の研究開発投資を回収するために適正なロイヤリティ(実施料)を求める一方、実施者(ライセンシー)は、製品価格の高騰を防ぐために料率の低減を求める。両者の溝は深く、交渉はしばしば決裂し、世界各地での訴訟合戦へと発展する。ここで問題となるのが、「どこの国の裁判所で決着をつけるか」という「法廷地漁り(Forum Shopping)」である。英国裁判所は「全世界のライセンス料率(Global FRAND Rate)」を一方的に決定できるという判例(*Unwired Planet*事件)を確立し、権利者を誘引した。対する中国裁判所は、自国産業保護の色彩を帯びつつ、低い料率を設定する傾向を見せ、さらに他国の裁判手続きを止めさせる「アンチ・スーツ・イン

「ジャンクション(ASI)」を乱発して国際的な批判を浴びた³。

こうした「司法のナショナリズム」とも呼ぶべき状況下で、日本は長らく「慎重すぎる」姿勢をとってきた。2014年の知財高裁大合議判決(Apple対Samsung事件)以降、日本は「権利行使が難しい国(実施者天国)」と見なされ、国際的な紛争解決の舞台から遠ざかっていたのが実情である。しかし、2026年の新制度導入は、この潮流を逆転させ、日本をアジア、ひいては世界の「中立的な調整者(Honest Broker)」として再定義しようとする試みである。

日本におけるSEP紛争解決エコシステムの進化 (2014-2026)



日本のSEP政策は、実施者保護（2014年）から、交渉促進（2022年）、そして権利行使の実効性確保と和解誘導のバランス（2025-2026年）へとシフトしてきた。2026年の新調停制度は、Pantech判決による「差止リスク」を梃子に機能する。

Data sources: [AIPPI](#), [JPO](#), [Managing IP \(1\)](#), [Managing IP \(2\)](#), [Tokyo District Court](#)

2. 東京地裁「SEP専門調停」制度の全貌と構造的特質

東京地裁が導入した新制度は、従来の日本の民事調停の延長線上にあるものではなく、SEP紛争

の特殊性に特化した全く新しいプロトコルである。その設計思想は、ビジネスのスピード感に追いつかない司法の時間軸を圧縮し、かつ高度な専門性を担保することにある。報道および関連資料²から読み解ける制度の核心的要素は以下の通りである。

2.1 「3期日・6ヶ月」モデル：司法によるタイムマネジメント革命

最大の特徴は、「原則3回の期日で結論を出す」という極めてタイトなタイムライン設定である。従来の特許訴訟が、第一審判決まで平均して12ヶ月から18ヶ月を要するのに対し、新制度は約6ヶ月以内での解決をターゲットとしている⁶。このスピード感は、製品ライフサイクルの短いスマートフォン市場や、開発競争の激しい自動車業界にとって死活的に重要である。長期化する紛争は、訴訟費用を増大させるだけでなく、企業の将来予測を困難にし、経営資源を浪費させるからである。

- 第1回期日（Kick-off & Scope Setting）：双方の主張の骨子を確認し、論点を整理する。ここで最も重要なのは、裁判所が当事者に対し、「本調停においてグローバルな解決を図る意思があるか」を厳しく問う点である。この段階で、対象となる特許ポートフォリオの範囲や、交渉の前提条件（NDA等）が確定される。
- 第2回期日（Technical & Economic Deep Dive）：専門家委員による実質的なレビューが行われる。ここでは、特許の有効性や侵害の有無といった技術論に加え、ライセンス料率の算定根拠となる経済分析が俎上に載せられる。
- 第3回期日（Proposal & Decision）：調停委員会による最終的な調停案の提示、および受諾の可否決定が行われる。

このプロセスは、ダラダラとした交渉を許さない「強制力のあるリズム」を当事者に課す。これにより、いわゆる「ホールドアウト（不当な引き延ばし）」戦略を封じ込める効果が期待される。

2.2 専門家委員会の「評価者」としての機能

新制度では、合議体に「裁判官1名」と「専門家委員2名」が含まれる構成となる²。

- 裁判官：東京地裁知的財産部（民事29部、40部、46部、47部）の現職裁判官が担当し、手続の公正性と法的論点を指揮する。
- 専門家委員：ここに、元知財高裁判事（例えば、清水節氏や高部眞規子氏のような著名な元判事の名前が候補として挙がっている²）や、SEPライセンス実務に精通した弁護士・弁理士が選任される。

特筆すべきは、彼らが単なる「言葉の仲介役」にとどまらず、「中立的な評価者（Neutral Evaluator）」としての機能を果たす点である。SEP紛争においては、当事者が互いに極端な料率（権利者は高く、実施者は低く）を主張し合い、膠着状態に陥ることが常である。専門家委員は、自身の経験と知見に基づき、「この技術分野における相場観」や「トップダウン方式による理論値」を提示することで、当事者の期待値を現実的なラインへと収束させる役割を担う。これは、当事者間の合意のみに依存する通常の調停とは一線を画す、「準司法的（Quasi-judicial）」な性質を持つ。

2.3 グローバル・ポートフォリオ一括解決のメカニズム

従来、日本の裁判所の管轄権は「日本の特許権」に限られるという属地主義の原則があった。しか

し、SEP紛争の実態は、世界各国に存在する数千件の特許群(ポートフォリオ)を対象とした包括的ライセンス契約を巡る争いである。日本国内の特許侵害だけを解決しても、米国や欧州での紛争が残れば、ビジネス上の解決にはならない。

新制度では、当事者間の**「合意」**を前提とすることで、この管轄権の壁を乗り越えるアプローチを採用している⁵。

1. 管轄権の擬制: 調停の申立て段階、あるいは第1回期日において、双方が「本調停の結果を、対象となる特許ポートフォリオ全体(日本国外の特許を含む)に適用する」ことに合意するよう強く促される。
2. グローバルFRANDの提示: 裁判所は、日本の特許権侵害の成否だけでなく、**「グローバルFRAND実施料」**の算定案を提示する。これは、英国裁判所が判決によって一方的に強制する方式とは異なり、あくまで「調停案」としての提示であるが、専門家委員会による権威ある算定であるため、これを拒否することは、後の訴訟において「不誠実(Unwilling)」と認定されるリスクを劇的に高めることになる。

2.4 「レート・ラスト(Rate-Last)」アプローチとモジュラー型和解

新制度のガイドラインには、**「和解を最優先する」姿勢が明記されており、そのための具体的な手法として「レート・ラスト(Rate-Last)」アプローチが採用されている⁷。これは、交渉が最も難航しがちな「料率(Royalty Rate)」の議論を一旦後回しにし、その他の契約条件(ライセンス範囲、期間、対象製品、監査条項など)を先に合意させる手法である。周辺条件を固めることで、最後に残った「数字」の争いに焦点を絞り、専門家委員会の裁定を受け入れやすくなる環境を整える狙いがある。この「モジュラー型」の合意形成プロセスは、複雑怪奇なSEPライセンス契約を分解し、可解な単位に落とし込むための実務的な知恵と言える。

3. 分水嶺としての2025年:Pantech対Google事件の深層分析

2026年の新制度導入を語る上で不可欠なのが、その直前の2025年に起きたパラダイムシフト、すなわちPantech対Google事件である。この判決は、日本のSEP実務を「実施者天国」から「バランスの取れた法域」へと劇的に転換させ、新制度の実効性を担保する「無言の圧力」を生み出した。

3.1 事件の概要と衝撃

韓国の特許管理会社(NPE)であるPantech社が、Googleのスマートフォン「Pixel 7」シリーズにおける通信技術SEPの侵害を主張した事案である。2025年6月、東京地裁はPantechの主張を認め、日本初となるSEPに基づく差止命令を発令した⁸。これまで、日本の裁判所は2014年のApple対Samsung知財高裁大合議判決における「権利濫用の抗弁」を広く認め、実施者が交渉に応じる姿勢を見せている限り、差止請求を棄却する傾向にあった。このため、海外の権利者からは「日本で訴訟を起こしても、差止が取れないためライセンス料交渉の圧力にならない」と敬遠されていた。Pantech

判決は、この「定説」を覆した歴史的転換点である。

3.2 「不誠実(Unwilling)」の認定基準の厳格化

Pantech判決において最も重要なのは、どのような行動が「ライセンスを受ける意思がない(不誠実)」と認定されるかの基準が明確化された点である¹⁰。東京地裁は、以下のGoogleの行動を捉えて「不誠実」と認定した。

1. 算定根拠のブラックボックス化: Googleは独自の料率算出方法を主張したが、その検証に必要な販売台数や価格データの開示を拒否した。「複雑すぎる」という理由でデータ開示を拒むことは、真摯な交渉態度ではないと断じられた。
2. 調停中の非協力: 裁判所が提案した和解協議(Court-mediated settlement)に対し、具体的な対案(Counter-proposal)を出さず、手続きを遅延させた。特に、Pantechが提案した「Apple 対 Samsung 事件で採用された算定方式(大合議アプローチ)」に基づく提案に対し、Googleが実質的な反論を行わなかった点が重視された。

この判決により、**「調停や交渉の場において、具体的なデータを開示せず、単に料率が低いと主張するだけでは、差止を回避できない」**という強力な判例法理が確立された。これが2026年の新調停制度において、実施者が真剣にテーブルに着かざるを得ないインセンティブとして機能している。「調停に誠実に応じなければ、訴訟で差止を受ける」という恐怖こそが、調停を成功させる最大のドライバーなのである。

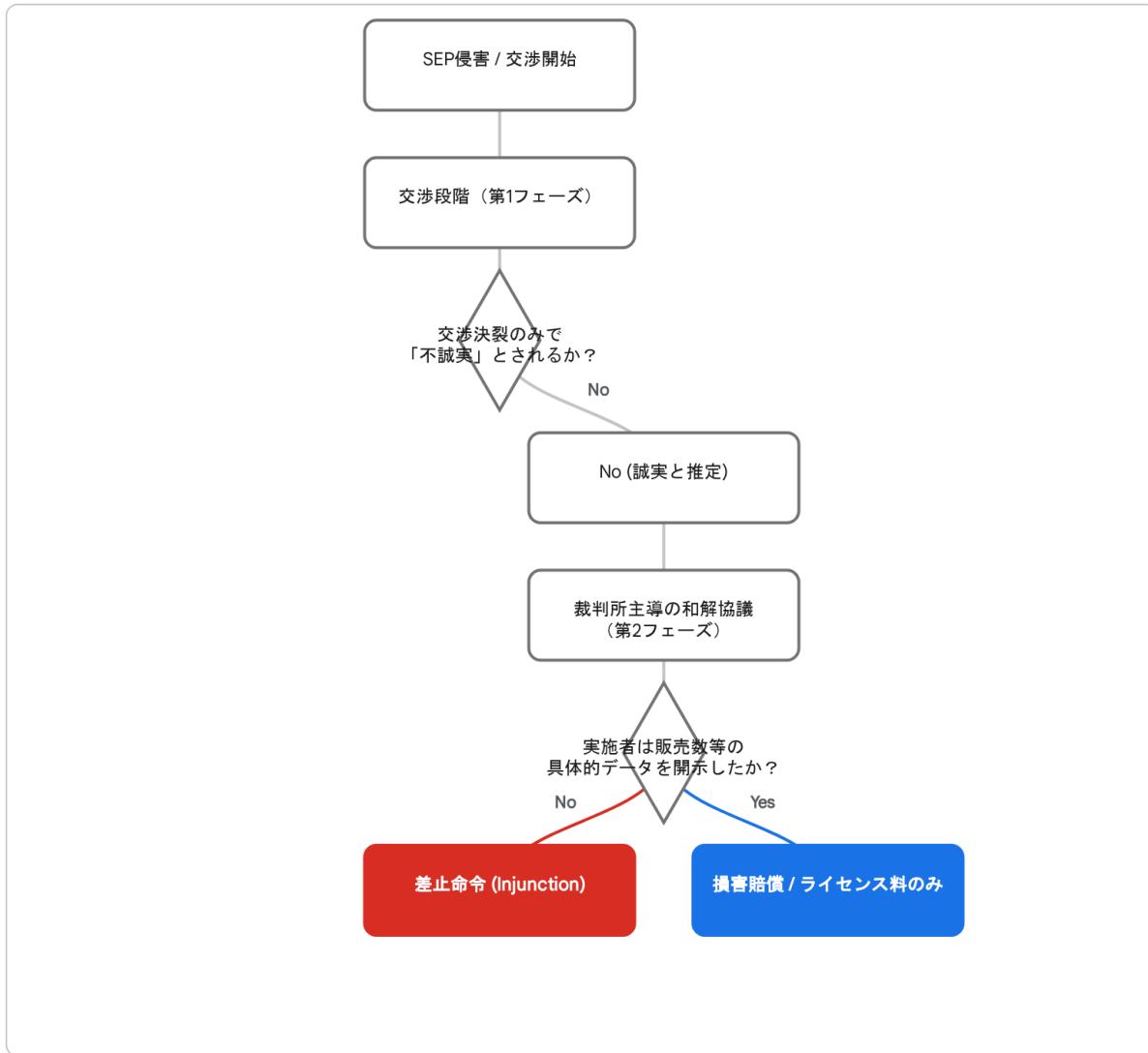
3.3 裁判所主導の和解(Court-Supervised Settlement)の実績

Pantech事件のもう一つのハイライトは、差止命令後の和解プロセスである。2025年12月、双方は裁判所の仲介により、Pantechの全グローバルポートフォリオを対象としたライセンス契約を締結し和解した⁸。この際、東京地裁は単に差止を命じて終わりにするのではなく、グローバルFRAND料率の算定に深く関与し、最終的な和解案を提示した。この成功体験が、今回の「SEP専門調停制度」のプロトタイプとなったことは疑いようがない。Pantech事件は、東京地裁が「グローバル紛争の解決能力」を持っていることを世界に証明したショーケース>Showcaseであったと言える。

Pantech判決に基づく「ライセンス意思」認定のロジックフロー

プロセス決定木 (Pantech vs Google)

■ プロセス ◇ 判断分岐 ● 差止リスク



Pantech事件で示された新しい判断枠組み。裁判所主導の和解協議（調停）において、具体的な算定根拠やデータ（販売数等）を開示しない場合、直ちに「不誠実（Unwilling）」と認定され、差止命令のリスクが顕在化する。

Data sources: [AIPPI](#), [Sisvel](#), [Managing IP](#)

4. グローバルSEP紛争における「東京」の地政学的優位性比較

世界は今、SEP紛争解決の「法廷地(Forum)」を巡る競争の真っ只中にある。各国の裁判所は、自国の産業利益や法的霸権を背景に、異なるアプローチをとっている。東京地裁の新制度は、この国際競争の中で独自のニッチ(生態的地位)を確立しようとしている。

4.1 主要法域との比較分析

比較項目	日本(東京地裁 - 新制度)	英国(イングランド高等法院)	中国(最高人民法院・重慶等)	欧州(UPC・ドイツ)	米国(各連邦地裁)
基本的スタンス	調整型(Mediation)	裁定型(Adjudication)	管轄権拡大・国益重視	厳格な差止・プロパント	損害賠償中心・陪審員裁判
グローバル料率決定	当事者の合意ベース(調停)	判決で強制可能(Unwired Planet)	判決で決定(Oppo v. Nokia)	慎重(原則は個別特許)	一般的には否定(契約法理等を除く)
強制力の源泉	差止リスク(不誠実認定)	差止命令(FRAND受諾拒否時)	アンチ・スイツ・インジヤンクション(ASI)	予備的差止命令	巨額の損害賠償・ディスカバリー負担
コスト	中(翻訳費用高、弁護士費用中)	極めて高い(数億円~)	低い	高い(UPC手数料増額)	極めて高い(ディスカバリー)
解決スピード	6ヶ月(目標)	1~2年	1年前後	1年内(UPC)	2~3年
実施者への態度	中立~やや厳格化(Pantech後)	厳格(Unwilling認定早い)	友好的(料率が低い傾向)	厳格(差止認容率高い)	揺らぎあり(eBay判決以降差止困難)

4.2 英国・中国モデルの限界と日本の機会

- 英国モデル: *Unwired Planet*判決以降、英国は「グローバルライセンス料率を決められる場所」として権利者に好まれた。しかし、訴訟費用が極めて高額(数百万ポンド規模¹¹)であり、中小企業には利用しづらい。また、裁判所が料率を決定するプロセスは緻密だが時間がかかる。
- 中国モデル: 重慶や武漢の裁判所は、標準必須特許の料率を低く設定する傾向があり、かつASI(他の裁判手続きを止めさせる命令)を頻発させたため、WTO協定違反の疑いでEUから提訴されるなど国際的な摩擦を生んでいる³。2025年以降、最高人民法院は新たな司法解釈¹²により手続きの透明化を図っているが、依然として「国益重視」のバイアスに対する懸念は払拭されていない。
- 欧州(UPC)モデル: 2023年に発足したUPC(統一特許裁判所)は広域な効力を持つが、ドイツ流の強力な差止実務が引き継がれており、実施者にとっては「過酷な戦場」となる可能性がある¹⁴。2026年からは手数料の大幅な値上げも予定されており、コスト負担が増している¹⁵。

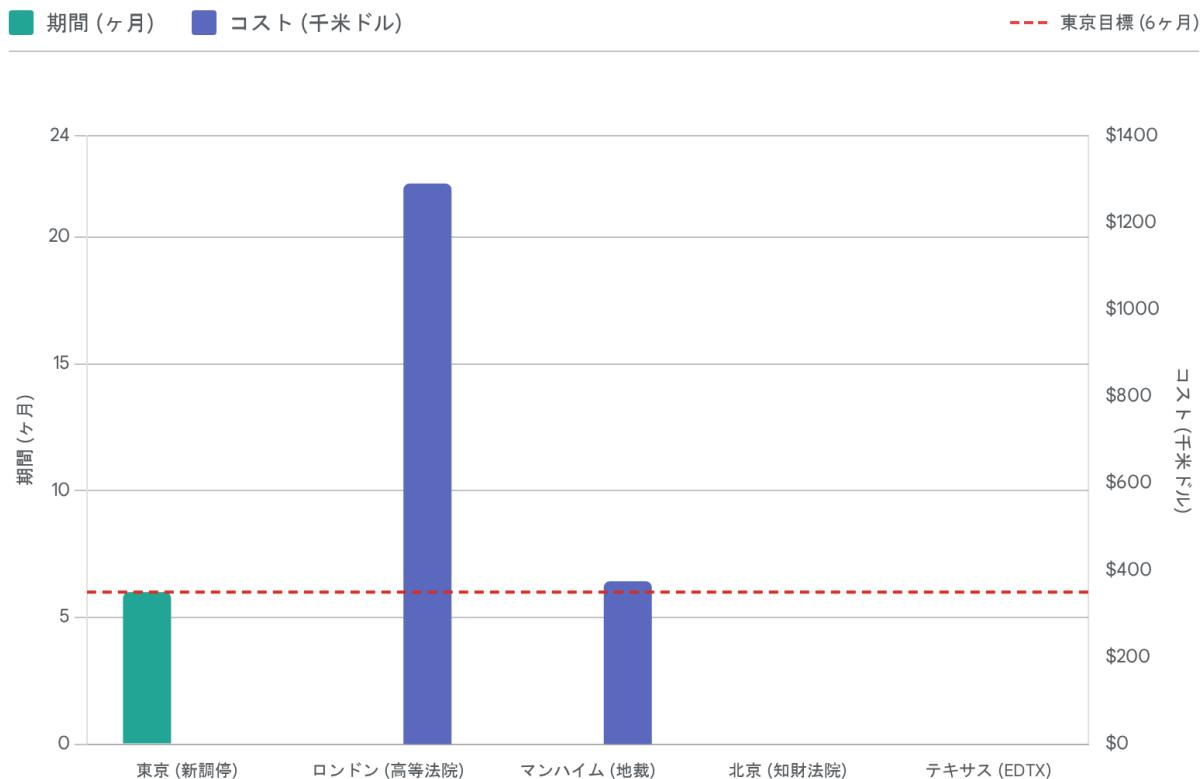
こうした中で、日本の新制度は**「中立性」「予見可能性」「コストパフォーマンス」**を売りにしている。特に、「判決で無理やり決めるのではなく、専門家の知見を借りて合意形成する」というアプローチは、ビジネス関係の維持を望む日本企業や、極端な対立を避けたいアジア企業にとって魅力的な選択肢となる。

4.3 「ハブ化」への課題: 言語とコスト

一方で、東京が真の国際ハブになるための障壁も存在する。

- 言語の壁: 裁判所の手続きは原則日本語である。新制度では通訳・翻訳のサポートが強化される見込みだが、英語で直接審理が行われるシンガポール国際商事裁判所(SICC)などに比べるとハンディキャップがある。翻訳費用は特許明細書などの膨大な文書量に比例して高騰するため、実質的なコストメリットを相殺しかねない¹⁶。
- 費用の二重構造: 日本の訴訟費用(印紙代)自体は比較的低廉¹⁷だが、海外企業にとっては、日本の弁護士と自国の弁護士(または企業のインハウス・カウンセル)の連携コストが発生する。

主要法域におけるSEP紛争解決のコスト・期間比較 (2026年推計)



東京地裁の新制度は、期間（約6ヶ月）とコスト（中程度）のバランスにおいて競争力を持つ。英国や米国はコストが極めて高く、中国はコストは低いが予見可能性に課題がある。注：コストは第一審/調停終了までの一方当事者の平均的費用推計。

Data sources: Nikkei/IP Fray, Finnegan (Germany), JIPLP (UK), IPWatchdog, Bird & Bird (UPC)

5. 産業別インパクト分析とサプライチェーン防衛

新制度の導入は、業種によって異なる意味を持つ。特に、従来の通信機器メーカーだけでなく、IoT化が進む自動車産業や製造業にとって、この制度は「盾」にも「矛」にもなり得る。

5.1 自動車産業 (JAMA) の危機感と対応

自動車は今や「走るスマートフォン」であり、5G/6G通信モジュールの搭載が必須である。しかし、自動車業界は伝統的に部品サプライヤーが知財処理を行う商慣習(Have-made権など)があり、通信業界の「完成品メーカー(OEM)から料率を取る」慣習と激しく対立してきた¹⁸。Avanci等のパテントプールからの高額なライセンス要求は、自動車メーカーにとって原価を圧迫する重大なリスク要因で

ある。

- **JAMA(日本自動車工業会)の反応:**トヨタ自動車などが主導するJAMAは、SEP保有者からの不透明なライセンス要求に警戒感を強めている¹⁹。
- **新制度の戦略的活用:**自動車メーカーにとって、東京地裁の新調停は「防波堤」になり得る。いきなり海外(例えばドイツのマンハイム地裁など)で差止訴訟を起こされる前に、自ら東京地裁に調停を申し立てることで、「誠実に交渉する意思がある」ことを世界に示すことができる(これを**「善意の証拠化」**と呼ぶ)。これにより、万が一海外で訴えられた際も、裁判所に対して「我々はすでに中立的な第三者機関(東京地裁)で料率算定を進めている」と主張し、懲罰的賠償や即時差止を回避する材料として使える可能性がある。

5.2 電機・通信産業(JEITA等)の視点

Panasonic、Sony、NECなどの電機メーカーは、SEPの「権利者」でもあり「実施者」でもある(両刀使い)という複雑な立場にある。

- **権利者として:**新制度は、交渉を引き延ばす海外の実施者(例えば中国のスマホメーカーなど)をテーブルに着かせる有効なツールとなる。Pantech判決を背景に、「東京の調停に応じなければ、日本市場から製品を排除する」というプレッシャーをかけられるからだ。特にPanasonicは、IoTや自動車分野でのSEP活用に積極的であり²¹、この制度をテコにライセンス収益の最大化を図る戦略が想定される。
- **実施者として:**自社製品が他社のSEPを侵害していると攻撃された場合、不当に高い料率を回避するために、専門家委員会による「適正相場」の算定を利用できる。JEITA(電子情報技術産業協会)等は、これまで適正なライセンス環境の整備を求めており、新制度の透明性に期待を寄せている²²。

5.3 医薬品・バイオ産業への波及と応用

SEP制度は主に通信分野の話だが、今回の東京地裁の「専門調停」スキームは、高度な専門性が要求されるバイオ医薬品の特許紛争にも応用可能である。実際に、snippetにある「アイリーアBS」の和解事例¹のように、バイオシミラーを巡る紛争も和解で解決されるケースが増えている。バイオ医薬品特許の有効性や侵害判断は極めて技術的であり、一般の裁判官には荷が重い場合がある。新制度で培われる「専門家委員(元判事や技術専門家)を活用した迅速な合意形成」のノウハウは、将来的にライフサイエンス分野の紛争解決にも波及し、東京地裁が「バイオ知財紛争のハブ」としても機能する可能性を秘めている。

5.4 IoTスタートアップと中小企業の生存戦略

記事にもあるように、IoTの普及により、これまで知財紛争と無縁だった中小企業やベンチャー(スマート家電、見守りセンサー、農業IoTなど)がSEP紛争に巻き込まれるリスクが激増している。彼らには、海外で数億円かかる裁判を戦う体力はない。東京地裁の新制度は、これらの中小プレイヤーにとっての「セーフティネット」となる。東京で比較的安価に、かつ日本語でグローバルな解決が図れるなら、事業の予見可能性は飛躍的に高まる。しかし逆に言えば、権利者側も「東京で簡単に決着をつけられる」ようになれば、これまで見逃されていた(黙認されていた)中小規模の実施者に対しても積極的に権利行使を行うようになるかもしれない。これを**「権利行使のハードル低下(Lowering of

Enforcement Barrier)」のパラドックス**と呼ぶ。したがって、日本の中小・ベンチャー企業は、これまで以上に「知財武装」あるいは「早期の和解戦略」を経営計画に組み込む必要がある。特許庁やINPIT(工業所有権情報・研修館)による専門家派遣制度などの活用も、この文脈で重要性を増すだろう²³。

6. 実務的詳細と経済分析: 企業はいかに備えるべきか

2026年現在、企業法務・知財部門は、契約実務および紛争解決戦略を以下の通りアップデートする必要がある。

6.1 経済分析: コストとリスクの再計算

AIPLA(米国知的財産権法協会)の2025年経済調査²⁴によると、米国での特許訴訟(リスク額2500万ドル以上)の費用中央値は、トライアルまでで数百万ドル(約数億円)に達する。一方、日本での訴訟費用は相対的に低いが、それでも数百万円～数千万円規模である。新制度の調停費用は、申立手数料(数万円程度)に加え、弁護士費用や専門家委員への報酬(ケースバイケースだが訴訟よりは低廉と想定される)で構成される。最も大きなコスト削減効果は「時間」である。6ヶ月で解決できれば、数年にわたる訴訟に比べて弁護士費用を大幅に圧縮できる。また、Pantech事件で示されたように、早期に和解することで、製品差止による逸失利益(機会損失)という最大のリスクを回避できる経済的メリットは計り知れない。

6.2 契約条項(Dispute Resolution Clause)の改訂

海外企業とのライセンス契約や共同開発契約において、紛争解決条項に**「東京地方裁判所におけるSEP調停(Mediation)」**を選択肢として明記することが推奨される²⁵。

- ドラフト例: "Any dispute arising out of or in connection with the FRAND terms of SEPs shall be first submitted to the SEP Mediation of the Tokyo District Court before initiating any litigation."
このような条項を入れておくことで、紛争発生時に自動的に東京へ誘導することが可能となり、予見可能性を高めることができる。

6.3 「平時の備え」としての証拠構築と技術活用

新制度はスピード勝負である。第1回期日から実質的な議論が始まるため、紛争が起きてから準備したのでは間に合わない。

- 必須性評価の準備: 自社SEPが規格に合致していることを示す「クレーム対照表(Claim Chart)」の常備。
- FRAND料率の理論武装: 自社が提示する料率が「トップダウン方式」や「比較事例」に照らして妥当であることを示す経済分析レポートの作成。
- 交渉履歴の記録: 相手方が「不誠実」であることを証明するため、交渉の議事録、メール、オファー/カウンターオファーの履歴を、時系列で詳細に保存する(Pantech事件の教訓)。

さらに、トヨタ自動車等が推進するブロックチェーン技術を用いた証拠保全システム(PCE: Proof Chain of Evidence)²⁷などは、先使用権の確保だけでなく、ライセンス交渉における「交渉の真正性」を証明する手段としても有効活用できるだろう。データの改ざん不可能性を担保することで、裁判所に対する心証を良くし、不誠実認定を回避する強力な証拠となり得る。

7. 結論と将来展望

2026年の東京地裁SEP専門調停制度の導入は、日本の知的財産戦略における「静かなる革命」である。これは単なる手続の追加ではなく、日本の司法がグローバルな経済紛争の解決においてリーダーシップを発揮しようとする意思表示である。

7.1 成功の鍵

制度の成否は、以下の要素にかかっている。

1. 初期の成功事例(**First Mover Success**): 運用開始直後の数件で、双方が納得する形での和解(Win-Win)が成立するか。Pantech事件のような「強制された和解」だけでなく、当事者が進んで利用したくなるような「真正な合意形成」の実績が必要である。
2. 海外企業の信頼獲得: 日本企業同士の紛争だけでなく、欧米・アジア企業が当事者となるケースをどれだけ誘致できるか。そのためには、英語対応の拡充や、オンライン調停のユーザビリティ向上が不可欠である。
3. グローバル・トレンドとの調和: 欧州のUPCや米国の政策変更と矛盾せず、それらを補完する形(例えば、UPCで差止を争いつつ、料率は東京で決めるなど)での「役割分担」が確立されることが望ましい。

7.2 日本企業への提言

日本企業は、この制度を単に「守りの盾」として使うだけでなく、自社の技術を正当に収益化するための「攻めの武器」として活用すべきである。特に、AIやIoT分野で多くのSEPを保有する企業にとって、東京地裁はホームグラウンドであり、ここを起点として世界標準のルール形成に関与していくことが、2030年代に向けた日本の産業競争力を左右するだろう。

「和の国」日本が、特許紛争という「戦」の場において、調和をもたらす「ハブ」となれるか。2026年はその試金石となる年である。

引用文献

1. 知財ニュース | 知財業界ポータルサイト「IP Force」, 2月 1, 2026にアクセス、
<https://ipforce.jp/News>
2. Exclusive: Tokyo District Court to launch SEP mediation, 2月 1, 2026にアクセス、
<https://www.managingip.com/article/2fvvquxha8njxf8achz4/patents/exclusive-to-kyo-district-court-to-launch-sep-mediation>
3. SEPs and War in the Courts: How Anti-Suit Injunctions and Interim ..., 2月 1, 2026に

アクセス、

<https://www.lickslegal.com/articles/seps-and-war-in-the-courts-how-anti-suit-injunctions-and-interim-licenses-influenced-global-litigation-in-2025>

4. WTO Reverses on Appeal EU's Loss Regarding China's Anti-Suit ..., 2月 1, 2026にアクセス、
<https://www.chinaiplawupdate.com/2025/07/wto-reverses-on-appeal-eus-loss-regarding-chinas-anti-suit-injunctions-for-standard-essential-patents/>
5. 標準必須特許(SEP)に基づく特許権侵害訴訟の審理要領 | 東京地方 ..., 2月 1, 2026にアクセス、
https://www.courts.go.jp/tokyo/saiban/minzi_section29_40_46_47/SEP_tokkyoken_shingai/index_2.html
6. Tokyo District Court to put FRAND mediation procedure in place, 2月 1, 2026にアクセス、
<https://ipfray.com/tokyo-district-court-to-put-frand-mediation-procedure-in-place-three-rounds-maximum-six-months-global-scope-nikkei-report/>
7. Tokyo District Court issues new SEP litigation guidelines - Sisvel, 2月 1, 2026にアクセス、
<https://www.sisvel.com/insights/tokyo-district-court-issues-new-sep-litigation-guidelines/>
8. How Pantech convinced a Tokyo court of Google's FRAND obligations, 2月 1, 2026にアクセス、
<https://www.managingip.com/article/2ftq41bprrhzx02t5sb28/patents/how-pantech-convinced-a-tokyo-court-of-googles-frand-obligations>
9. Japan Court Blocks Google Pixel 7 Sales over Patent Dispute, 2月 1, 2026にアクセス、
<https://counterpointresearch.com/en/insights/japan-court-blocks-google-pixel-7-sales-over-patent-dispute-a-landmark-sep-ruling-with-broad-market-implications-1>
10. Japan's First SEP Injunction: Pantech v. Google and the High Bar, 2月 1, 2026にアクセス、
<https://www.aippi.org/news/japans-first-sep-injunction-pantech-v-google-and-the-high-bar-for-establishing-unwillingness/>
11. Patent litigation in Europe: intermediate fee shifting and the UPC, 2月 1, 2026にアクセス、<https://academic.oup.com/jiplp/article/18/9/642/7222203>
12. New Interpretations from China's Supreme People's Court, 2月 1, 2026にアクセス、
<https://www.morganlewis.com/pubs/2025/09/new-interpretations-from-chinas-supreme-peoples-court-what-multinational-employers-need-to-know>
13. SPC Publishes Draft Judicial Interpretation for Patent Infringement ..., 2月 1, 2026にアクセス、<https://www.cpahklt.com/show-106157.html>
14. Expect patent litigation strategies to be shaped by the UPC in 2026, 2月 1, 2026にアクセス、
<https://www.pinsentmasons.com/out-law/analysis/patent-litigation-strategies-upc-2026>
15. Unified Patent Court Fees increase from 1 January 2026 - Bird & Bird, 2月 1, 2026にアクセス、

<https://www.twobirds.com/en/insights/2025/unified-patent-court-fees-increase-from-1-january-2026---are-you-ready>

16. Estimating the cost for filing, obtaining and maintaining patents ..., 2月 1, 2026にアクセス、
<https://ipwatchdog.com/2016/08/28/cost-filing-obtaining-maintaining-patents/>
17. Comparison of Patent Application Costs by Country: A 2025 Guide ..., 2月 1, 2026にアクセス、
<https://aipatentgen.com/blog/comparison-of-patent-application-costs-by-country-a-2025-guide-to-global-patent-filing-costs>
18. Initiatives for Standard Essential Patents - JAMA, 2月 1, 2026にアクセス、
<https://www.jama.or.jp/english/reports/sep.html>
19. 来年度重点テーマおよび次期体制の決定について - 日本自動車工業会, 2月 1, 2026にアクセス、https://www.jama.or.jp/release/news_release/2025/3437/
20. 自工会、2026年新体制へ - JAMA BLOG 一般社団法人日本自動車工業会, 2月 1, 2026にアクセス、<https://blog.jama.or.jp/?p=12520>
21. 知的財産利活用の新領域, 2月 1, 2026にアクセス、
<https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4614>
22. Sustainability Report 2025 | Advantest, 2月 1, 2026にアクセス、
https://www.advantest.com/document/en/about/sustainability/esg-related-documents/En_SustainabilityReport2025.pdf
23. New Year Greetings 2026 – KASAI Yasuyuki, JPO Commissioner, 2月 1, 2026にアクセス、<https://www.jpo.go.jp/e/introduction/message/2026newyear.html>
24. AIPLA Survey of Costs of Patent Litigation and Inter Partes Review, 2月 1, 2026にアクセス、
<https://ptacts.uspto.gov/ptacts/public-information/petitions/1516235/download-documents?artifactId=eif8G3rrhS1XJ37W271x10K2z7R4jnbnnrDbxJuFWuh9U8bel4kmtqM>
25. AIPLA Report of the Economic Survey - IPWatchdog.com, 2月 1, 2026にアクセス、
<https://ipwatchdog.com/wp-content/uploads/2021/08/AIPLA-Report-of-the-Economic-Survey-Relevant-Excerpts.pdf>
26. 日経記事『特許の国際紛争, 東京で迅速解決 企業負担減り競争力向上 地裁, 2月 1, 2026にアクセス、<http://profile.ne.jp/w/c-237081/>
27. トヨタがブロックチェーン界隈へ進出？！不毛な争いを共創へ ..., 2月 1, 2026にアクセス、https://toyotatimes.jp/series/new_business/006.html
28. トヨタ自動車、特許化しない知財を管理し事業展開や協創を支援, 2月 1, 2026にアクセス、<https://dcross.impress.co.jp/docs/talk/003271.html>